

中央社会保険医療協議会 保険医療材料専門部会 意見陳述資料

2018年12月5日

日本医療機器産業連合会(JFMDA) 日本医療機器テクノロジー協会(MTJAPAN)

先進医療技術工業会(AdvaMed) 米国医療機器・IVD工業会(AMDD)

欧州ビジネス協会(EBC)医療機器・IVD委員会 日本医療機器販売業協会(医器販協)



消費税増税時における材料価格の改定について

2018年10月17日中医協総会にて以下、意見陳述を行った。

- 現在行われている材料価格調査は、来年10月に予定されている消費税引き上げへの対応として中医協で合意されたものである。
- また、来年実施予定の材料価格の調整は、消費税引き上げ分を適切に材料価格に転嫁するための特例的な措置と理解している。
- よって、9月26日の中医協総会で示された「消費税引き上げに向けた今後の進め方について」の【改定時期】に示された、「来年10月に実勢価格を踏まえた上で上乘せすることが自然と考えられる」との考え方に賛同する。
- さらに、機能区分の見直しや再算定など通常改定に行うことは実施しないこと、イノベーションの評価として導入された、「機能区分特例」、「期限付き改良加算」については、『2回の改定を経るまで』の『改定』にはカウントしないこと、通常改定時の再算定における下落率の算出について、『直近2回の材料価格改定を通じ』の『改定』にはカウントしないこと。

本意見について、2018年10月31日及び11月14日の中医協材料専門部会にて議論頂き、合意されたものと理解。11月14日の「中医協材-1」の提案内容に賛同する。

消費税増税時の小数点以下の取り扱いについて

- 8%増税の際、材料価格は円単位のため、単価が安い特材（約30機能区分）は消費税上乗せ分が切り捨てられ、材料価格に反映されなかったという問題が発生した。
- 来年10月の10%増税時に同様の方法を用いると、計算上、材料価格54円未満のものが増税分上乗せは1円未満となり、改定の算定式が $110/108$ を乗じた額を超えないこととなっていることから、前回同様切り捨てられることになる。
(参考資料①)

特材の材料価格設定に関しては、「有効数字3桁」の原則が適用されていることを踏まえ、本原則を上位にみて、材料価格を小数点2桁までとするなど、運用上の工夫を検討いただけないか。

参考資料①：消費税増税時の材料価格反映

<該当する主な特定保険医療材料及びその材料価格>

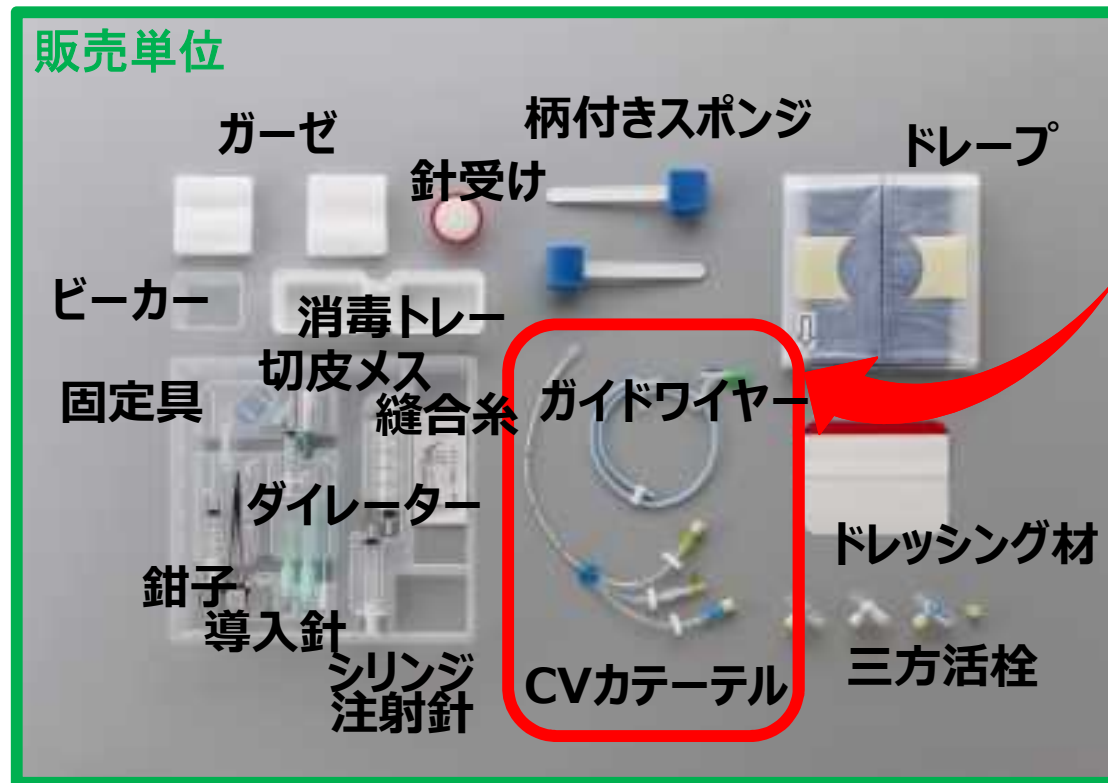
075 固定用金属線	消費税 8% ⇒ <u>10%</u>
(1) 金属線 ① ワイヤー	1 cm当たり 16円 ⇒ <u>16.30円</u>
101 皮膚欠損用創傷被覆材	
(1) 真皮に至る創傷用	1 cm ² 当たり 6円 ⇒ <u>6.11円</u>
(2) 皮下組織に至る創傷用	
① 標準型	1 cm ² 当たり 10円 ⇒ <u>10.19円</u>
② 異形型	1 g 当たり 37円 ⇒ <u>37.69円</u>
(3) 筋・骨に至る創傷用	1 cm ² 当たり 25円 ⇒ <u>25.46円</u>
159 局所陰圧閉鎖処置用材料	1 cm ² 当たり 22円 ⇒ <u>22.41円</u>
調001 インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器	17円 ⇒ <u>17.31円</u>
調003 ホルモン製剤等注射用ディスポーザブル注射器	11円 ⇒ <u>11.20円</u>
調007 万年筆型注入器用注射針	
(1) 標準型	17円 ⇒ <u>17.31円</u>
(2) 超微細型	18円 ⇒ <u>18.33円</u>

参考資料② 販売単位例

販売名：CVレガフォース EX

承認番号：22100BZX01019000

機能区分：(1)021中心静脈用カテーテル ①標準型 ア シングルルーメン
(2)021中心静脈用カテーテル ①標準型 イ マルチルーメン



赤枠内のCVカテーテルとガイドワイヤーのみ
特材(B区分)

市場実勢価格 → 材料価格 + 包括材料価格

ここを把握するために、あらかじめ
按分割合を製品毎に定める